

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性判断の可否）〔令元-職4〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1及び2（以下「本件各表現活動」という。）は、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕及び放送局の自律的検証及び公表により、本件各表現活動に関して、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第1条に定める条例の目的である、市民等の人権救済措置及びヘイトスピーチの抑止が既に図られており、条例第4条及び第11条の規定を踏まえ、当審査会としては条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）該当性の判断を行わないこととする。

記

（表現活動1）

令和元年5月に不特定多数の者が視聴できるテレビ番組（以下「本件番組」という。）の放送において出演者が行った発言（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

テレビの地上波において、本件表現活動1を収録した番組（以下「本件放送回」という。）を放映し、不特定多数の者が視聴できる状態にした行為

第2 結論に至った理由

1 本件各表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件各表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件各表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについても書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件各表現活動は、下記2に記載のとおり、ヘイトスピーチ該当性の判断を行わないとしたことから、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件各表現活動を行ったもの（以下「本件各表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件各表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件各表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件各表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

2 ヘイトスピーチ該当性判断の可否について

(1) 条例の構成について

ア 条例第1条に定める条例の目的について

条例第1条では、「市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とする」とされており、条例の中では、ヘイトスピーチを禁止するといった表現活動への直接的な規制や義務付けを行うのではなく、憲法で保障された表現の自由等にも十分に配慮し、市民等の人権擁護、ヘイトスピーチの抑止に向け、現行の法制度のもとでとり得る措置等を定めている。

イ 条例第4条の趣旨について

条例第4条においては、拡散防止措置及び認識等の公表は、「市民等の人権を擁護することを目的として実施されるものであることに鑑み、国による人権侵犯事件に係る救済制度等による救済措置を補完することを旨としつつ、同救済制度等と連携を図りながら実施されなければならない」とされている。

この趣旨は、国においては、法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件調査処理の制度が設けられており、人権侵害救済手続の枠組みが確立されている。こうした状況を踏まえ、地方公共団体である大阪市としては、国の補完的な役割を果たすことを基本として、国の制度と連携を図りながらより効果的な措置等をとることとしているものである。

ウ 条例第11条の規定について

条例第11条では、「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留

意しなければならない。」とされている。

(2) 放送倫理・番組向上機構〔BPO〕及び放送局の対応について

ア 放送倫理・番組向上機構〔BPO〕の報告について

令和2年1月に、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕は、「民放連放送基準『(5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない』『(10) 人種・民族・国民に関することを扱う時は、その感情を尊重しなければならない』や、当該放送局の放送倫理規範である『番組制作ガイドライン』の中の『すべての人は人種、皮膚の色、言語、宗教、などによって差別を受けることは許されることではありません』という規定などに照らして、審議の対象とした2回の放送はいずれも放送倫理に違反するものだった」と判断し、その旨及び報告書をホームページ上に掲載し、公表の記者会見を行った。

イ 放送局の対応と取組について

本件放送回放送後の令和元年6月に、社長が謝罪会見を行い、また、本件番組の番組冒頭でアナウンサーが謝罪を行っている。

また、令和2年1月に、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕から報告を受けたことを全国ネットニュース、ローカルニュース、本件番組、自社検証番組及びホームページで報告している。

令和2年4月に、放送局は、上記アの委員会決定の内外への通知、報告及び再発防止、放送倫理意識向上への取組等をまとめた報告書を放送倫理・番組向上機構〔BPO〕に提出し、令和2年5月に、下記ウのとおり放送倫理・番組向上機構〔BPO〕に了承された旨と併せて当該報告書をホームページ上に掲載し、プレスリリースを行った。

ウ 放送倫理・番組向上機構〔BPO〕の対応について

令和2年5月に、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕は、上記イの放送局から提出された対応と取組をまとめた報告書を了承し、その旨を公表した。

(3) 小括

本件においては、上記(2)のとおり、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕及び放送局による自律的検証及び公表が行われていることから、条例第5条第1項に規定する拡散防止の措置及び認識等の公表と同等かそれ以上の効果があるものと考えられる。

一方、条例では、第1条に定める市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としており、第4条により拡散防止措置及び認識等の公表は国による人権侵犯事件に係る救済制度等による救済措置を補完するという役割であることが規定されている。

また、条例第11条では、条例の適用に当たっては、表現の自由を不当に侵害しないように留意しなければならないとされている。

上記のとおり、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕及び放送局の自律的検証及び公表により本件各表現活動に関して、条例第1条に定める条例の目的である、市民等の人権救済措置及びヘイトスピーチの抑止が既に図られていると言える。

したがって、本件に関しては、条例第4条に定める条例の人権救済に関する補完的役割及び条例第11条に規定する表現の自由への留意を踏まえ、放送倫理・番組向上機構〔BPO〕及び放送局の自律的検証及び公表を尊重して、当審査会としては、ヘイトスピーチ該当性の判断を行わないこととする。

3 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元-職4

年 月 日	経 過
令和 元年 10 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 元年 10 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 11 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 1 月 9 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 2 月 3 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 2 月 25 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 3 月 4 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 3 月 13 日	答申（ヘイトスピーチ該当性判断の可否）